

競 技 注 意 事 項

1. 競技規則について

本大会は、2019年度（財）日本陸上競技連盟競技規則および本大会注意事項により行う。

2. 練習について

- (1) 練習は第2陸上競技場を使用できない。スタート練習はサブ側(東側)雨天走路で係員の指示に従って行う。フィニッシュ側(南側)サイドスタンド下雨天走路は招集所設置のため、ジョグ練習のみ。その他は周回芝生スペースで行うこと。
- (2) 午後12時より、競技役員の指示により主競技場で練習を行う。

3. 招集について

- (1) 招集所は、フィニッシュ側(南側)サイドスタンド下の雨天走路に設ける。
必ずコールを受けてから出場すること。
- (2) 招集開始時刻と完了時刻は、当該種目の競技開始時刻を基準に、次の通りとする。

	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック種目	30分前	20分前

(3) 招集の手順

- ①競技者は、招集開始時刻までに招集所に掲示してある出場競技者一覧表に、本人または代理人がチェック（自分のナンバーを○で囲む）をする。
- ②代理人による最終点呼は認めない。
- (4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該種目を棄権したものとみなして処理をする。
- (5) 競技場へは係員の誘導、指示により入場する。

4. 競技について

- (1) 短距離走では、競技者の安全のためフィニッシュライン通過後も自分のレーン（曲走路）を走ること。
- (2) トラック競技でレーンを使用する場合は、欠場者のレーンはそのまま空けて行う。
出場競技者が8名までのときは、第1レーンを空けて競技を行う。
- (3) 各種目2回ずつ測定する。
- (4) 1, 2年50m走のスタートは、スタンディングスタートを認める。ただし、どちらかの指または手が地面（スタートラインの後方）につくこと。
- (5) スタートルールについては、全国小学生陸上競技交流大会ルール（同じ競技者が2回の不正スタートをしたときは、その競技者を失格）とする。

5. 助力について

競技者に対する助力は、競技規則第144条に従う。競技場内で助力を与えたり、受けたりしている競技者は審判長によって警告され、同様の行為を繰り返すとその競技者は失格になることを勧告される。フィールド競技に関しては競技役員の許可のもとスタンド席のコーチとコミュニケーションをとることができるが（競技区域内から）、競技役員の指示に従わない場合は助力を受けたとみなす。

6. 競技用具について

競技に使用する用器具は、すべて主催者が用意したものを使用しなければならない。

7. 抗議について

競技の結果または競技実施に関する抗議は、抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限りすることができる。競技規則146条に従って定められた時間内（正式発表後30分以内）に競技者自身かチームの正式な代表者が審判長に対して口頭で行い、指定された控室で待機する。

8. 個人情報の取り扱いについて

大会の映像や写真、記録等は主催者もしくは主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝の目的で大会プログラム等の宣伝材料、テレビ、新聞、インターネット等に掲載することがある。

また、大会の映像は主催者の許可なく第三者がこれを使用すること(インターネット上に画像や動画を配信することを含む)を禁止する。

9. 一般注意事項

- (1) 記録は正面スタンド2Fの記録掲示場所に掲示する。
- (2) 大会期間中、競技場で発生した傷害や疾病は応急措置を行うが、その後の責任は負わない。
- (3) 記録証を希望する競技者は、記録証係に記録証交付願および交付料(500円)を添えて申し込む。(記録証交付願は正面スタンド1F受付に用意する)
- (4) プログラムは受付にて、一部につき500円で販売する。
- (5) 競技場は常に清潔保持に努め、紙くずなどは各自で持ち帰り処分すること。
- (6) 更衣室は第2競技場の男子・女子更衣室を利用することができる。ただし、貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難に関して主催者側は一切の責任を負わない。
- (7) 大会期間中に届けられた物品(遺失物)については、一時的に大会本部にて保管する。大会終了後はアミノバリューホール1Fの管理事務室に問い合わせること。
- (8) 駐車場については、県陸協HP等に掲載されている場所を利用し、近隣及び他の車両の迷惑にならないように注意すること。
- (9) 悪天候により競技会が競技開始後に中止になった場合は、参加料の払い戻しを行わない。